昭和48年4月28日条例第20号昭和52年4月1日条例第15号昭和54年3月20日条例第4号昭和56年6月30日条例第29号昭和62年7月1日条例第32号平成10年9月25日条例第28号平成15年3月10日条例第9号平成27年6月26日条例第27号

昭和49年3月30日条例第9号昭和52年12月20日条例第40号昭和55年9月16日条例第37号昭和60年4月1日条例第23号平成9年12月25日条例第28号平成12年6月15日条例第40号平成19年12月28日条例第29号平成27年12月28日条例第40号

(設置)

改正

第1条 市民の教育と文化の向上を図るため、図書館法(昭和25年法律第118号)にもとづき、図書館 を設置する。

(本館および分館)

- 第2条 図書館は、本館および分館とし、その名称および位置は、別表第1のとおりとする。 (事業)
- 第2条の2 図書館は、図書館法第3条の規定にもとづき、次の事業を行う。
  - (1) 図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理および保存に関すること。
  - (2) 図書館資料の個人貸出しおよび団体貸出しに関すること。
  - (3) 図書館資料の相互貸借に関すること。
  - (4) 図書の展示、講演会等の読書啓発に関すること。
  - (5) 読書案内および読書相談に関すること。
  - (6) 他の図書館、学校等との連携および協力に関すること。
  - (7) その他図書館の目的達成のための必要な事業に関すること。

(利用時間)

- 第3条 図書館の利用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 青梅市中央図書館

午前9時から午後8時まで

(2) 青梅市中央図書館以外の図書館

午前9時から午後5時まで

2 前項に定める利用時間について青梅市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認め るときは、これを短縮または延長することができる。

(休館日)

- 第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、これを 変更し、または臨時に休館日を定めることができる。
  - (1) 定期休館日 毎月第3月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の休日で ない日とする。
  - (2) 1月1日から同月3日まで
  - (3) 12月29日から同月31日まで
  - (4) 館内整理日 毎月第3火曜日。ただし、その日が休日または定期休館日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日および定期休館日でない日とする。
  - (5) 特別整理期間 毎年1回15日以内

(利用の制限)

- 第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を承認しない。
  - (1) 公益を害し、または風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
  - (2) 管理上支障があると認めるとき。

(3) その他利用を不適当と認めるとき。

(施設の使用および使用料)

- 第6条 図書館の施設のうち別表第2に掲げるもの(以下第13条までにおいて「施設」という。)を 使用しようとする者は、あらかじめ委員会に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項に規定する承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める使用料を前納 しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免し、または納付すべき期限を別に指定することができる。

(使用の制限)

第7条 委員会は、第5条各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用を承認しない。

(使用料の不環付)

- 第8条 施設に関する既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、 その全部または一部を還付することができる。
  - (1) 天災地変その他使用者の責めによらない理由により使用できなかつたとき。
  - (2) 委員会が公益上その他やむを得ない理由により使用を取り消し、または使用を中止させたとき。
  - (3) 使用者が使用を開始する7日前までに使用の取消しの申出をし、委員会がこれを承認したと き。

(使用期間および時間)

- 第9条 施設は、同一人が引き続き7日以上使用することはできない。ただし、委員会が特に必要と 認めるとき、または管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 施設の使用時間は、第3条第1項第1号に定める図書館の利用時間内とする。ただし、委員会が 特に必要と認めるときは、これを短縮または延長することができる。

(使用の権利の譲渡禁止)

第10条 使用者は、施設の使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

- 第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用の承認を取り消し、または使用を中止させることができる。
  - (1) この条例またはこれにもとづく規則に違反したとき。
  - (2) 使用の目的または使用の条件に違反したとき。
  - (3) 前2号のほか、委員会が必要と認めるとき。
- 2 前項の場合、使用者において損害を生ずることがあつても、委員会は、その賠償の責めを負わない。

(設備変更の禁止等)

第12条 使用者は、施設に特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、施設の使用を終了したときは、ただちに設備を原状に復さなければならない。第 11条の規定により施設の使用の承認を取り消され、または使用を中止させられたときもまた同様と する。

(損害賠償)

第14条 利用者または使用者は、図書館の施設、付帯設備、資料もしくはその他の備品を破損し、または紛失したときは、委員会が相当と認める額を賠償しなければならない。

(販売行為等の禁止)

第15条 何人も図書館およびその敷地内においては、物品の販売行為等をしてはならない。ただし、 委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

- 第16条 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に、図書館の管理を行わせることができる。
- 2 前項の規定により、指定管理者に図書館の管理を行わせる場合においては、第3条第2項中「青

梅市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めるときは、青梅市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得て」と、第4条ただし書および第9条第2項ただし書中「委員会が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めるときは、委員会の承認を得て」と、第5条から第8条までの規定、第11条第1項各号列記以外の部分および同条第2項、第12条ならびに第15条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条第1項ただし書中「委員会が特に必要と認めるとき、または管理上支障がないと認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めるとき、または管理上支障がないと認めるときで委員会の承認を得たときは」と、第11条第1項第3号中「委員会が必要と認めるとき。」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の手続等)

第17条 指定管理者の指定の手続等については、青梅市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年条例第37号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

- 第18条 指定管理者が行う図書館の管理に関する業務は、次のとおりとする。
  - (1) 第2条の2に規定する事業に関する業務
  - (2) 図書館の施設の使用の承認に関する業務
  - (3) 図書館の施設および設備の維持管理に関する業務
  - (4) 委員会の承認を得て行う自主事業の運営に関する業務
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める業務

(利用料金)

- 第19条 委員会は、図書館の管理を第16条第1項の規定により指定管理者に行わせる場合において、 指定管理者に図書館の利用にかかる料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入と して収受させることができる。
- 2 前項の場合において、使用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指 定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を後納することができる。
- 3 利用料金は、第6条第2項に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ委員会の承認を 得て定めることができる。利用料金を変更するときも、また同様とする。
- 4 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ利用料金の案を作成し、委員会に承認を申請するものとする。
- 5 指定管理者は、第3項の規定により利用料金を定めたときは、ただちに公表するとともに、図書 館において使用者の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 6 指定管理者は、委員会の承認を得て定める基準により、利用料金を減額または免除することができる。
- 7 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、委員会の承認を得て定める基準により、 利用料金の全部または一部を還付することができる。

(運営協議会)

- 第20条 図書館の運営に関し委員会の諮問に応じるとともに、図書館奉仕について意見を述べる機関 として、青梅市図書館運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。
- 2 運営協議会は、委員8人以内をもつて組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者の中から、委員会が委嘱する。
  - (1) 学校教育関係者 2人以内
  - (2) 社会教育関係者 3人以内
  - (3) 知識経験者 3人以内
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 第21条 運営協議会に会長および副会長を置く。
- 2 会長および副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

付 則

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

(昭和47年4月規則第14号で、同47年4月22日から施行)

付 則(昭和48年4月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年3月30日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年4月1日条例第15号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和52年12月規則第17号で、同53年1月1日から施行)

付 則(昭和52年12月20日条例第40号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和53年10月規則第27号で、同53年10月22日から施行)

付 則(昭和54年3月20日条例第4号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則(昭和55年9月16日条例第37号)

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

付 則 (昭和56年6月30日条例第29号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

付 則(昭和60年4月1日条例第23号)

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

付 則(昭和62年7月1日条例第32号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和62年9月規則第25号で、同62年10月1日から施行)

付 則 (平成9年12月25日条例第28号)

この条例は、青梅都市計画青梅東部新町土地区画整理地区にかかる土地区画整理法(昭和29年法律 第119号)第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

付 則(平成10年9月25日条例第28号)

この条例は、平成10年10月3日から施行する。

付 則(平成12年6月15日条例第40号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

付 則(平成15年3月10日条例第9号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年12月28日条例第29号)

この条例は、平成20年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成27年6月26日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第16条第1項の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該管理を指定管理者に行わせる日前に青梅市教育委員会がした使用の承認その他の行為は、指定管理者がした使用の承認その他の行為とみなす。

付 則 (平成27年12月28日条例第40号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

種類	名称	
----	----	--

本館	青梅市中央図書館	東京都青梅市河辺町10丁目8番地の1
分館	青梅市青梅図書館	東京都青梅市仲町268番地の 9
分館	青梅市長淵図書館	東京都青梅市長淵6丁目492番地の1
分館	青梅市大門図書館	東京都青梅市大門2丁目288番地
分館	青梅市梅郷図書館	東京都青梅市梅郷3丁目749番地の1
分館	青梅市沢井図書館	東京都青梅市沢井2丁目682番地
分館	青梅市小曾木図書館	東京都青梅市小曾木3丁目1,656番地の1
分館	青梅市成木図書館	東京都青梅市成木4丁目644番地
分館	青梅市新町図書館	東京都青梅市新町4丁目17番地の1
分館	青梅市今井図書館	東京都青梅市今井2丁目908番地の1

## 別表第2 (第6条関係)

図書館施設使用料表

名称	施設		午前	午後1	午後2	夜間	全日
			午前 9 時 ~正午				午前9時
				~午後3	~午後 5	~午後8	~午後8
				時	時	時	時
青梅市中央図	多目的室	60人	1,200円	800円	800円	1,200円	4,000円
書館							